

「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に関するパブリックコメント 意見・確認事項

No	項目	該当箇所	意見・確認事項
1	法人向け保険商品の設計上の留意点	IV-1-11	本規定は、今般の法人税法基本通達改正の内容を受けて追加された項目という理解でよいか。
2	商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等	IV-6-4	商品認可事項ではない販売上の留意点等や付帯サービス等について、様々な監督手法がある中で、今般、商品審査の過程において確認することとされた理由をご教示いただきたい。
3	商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等	IV-6-4	本規定の改正前後で、商品審査における貴庁の方針に変更はなく、本規定は従来の審査の観点の明確化であるという理解でよいか。
4	商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等	IV-6-4	保険商品数理に直接的に影響のない、保険会社の社費の範囲内で実施する付帯サービスについては、契約者保護の観点から保険商品審査の過程で確認するという理解でよいか。
5	商品の概要書 顧客保護関連情報	IV-6-2 別紙3 IV-6-4 別紙2	「商品の概要書」の一部を「顧客保護関連情報」に移したうえで、「顧客保護関連情報」の様式を新設された理由をご教示いただきたい。
6	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙2	「顧客保護関連情報」は、商品認可申請・届出時に必ず添付する様式と考えてよいか。例えば、既存商品の料率のみの改定等や、記載項目に影響しない商品認可申請・届出時に提出を省略することは可能か。
7	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙2	商品認可申請・届出が不要な商品（特約自由の商品等）については、「顧客保護関連情報」の提出は不要という理解でよいか。
8	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙2	「顧客保護関連情報」は、「8. 記載上の留意点」のとおり、概要書作成時点に想定している内容を記載する書式であることから、商品認可申請・届出後に「顧客保護関連情報」の記載内容に変更が生じた場合であっても、再作成は原則不要という理解でよいか。
9	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙2	「顧客保護関連情報」には、機関決定していない場合でも提出時点での検討内容を記載することでよいか。また、「顧客保護関連情報」の記載内容が機関決定されていないことにより、保険商品審査が行われない、または中断することはないという理解でよいか。
10	商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等	IV-6-4	「ここに言うサービスとは、保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項（保険業法施行規則第227条の2第3項第2号）に該当するものとする」との記載があるが、具体的にどのような付帯サービスが該当するかが教示いただきたい。

11	商品及び顧客の特性を踏まえた 保険商品審査の実施等	IV-6-4	付帯するサービスが保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号（以下、「第 227 条の 2 第 3 項第 2 号」とする）に該当するかどうかの判断は、保険会社において行うという理解でよいか。
12	商品及び顧客の特性を踏まえた 保険商品審査の実施等	IV-6-4	複数の商品に自動付帯されるような汎用的なサービスの場合は、第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスに含まれないと考えてよいか。
13	商品及び顧客の特性を踏まえた 保険商品審査の実施等	IV-6-4	既に提供済のサービスであるが、商品認可申請・届出に併せて大幅な改定・変更を行う第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスについては、「商品審査の過程において確認する <u>新たなサービス</u> 」に含まれると考えるとよいか。
14	商品及び顧客の特性を踏まえた 保険商品審査の実施等	IV-6-4	既に提供済のサービスであり、商品認可申請・届出に併せて特に大きな改定や変更がない第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスについては、「商品審査の過程において確認する <u>新たなサービス</u> 」に含まれないと考えるとよいか。
15	商品及び顧客の特性を踏まえた 保険商品審査の実施等	IV-6-4	商品認可申請・届出に併せて当該商品に新たに提供する第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスであるが、他の商品において既に提供済のサービスであれば、「顧客保護関連情報」に「既に提供済のサービスと同様である」旨の記載をするという理解でよいか。
16	商品及び顧客の特性を踏まえた 保険商品審査の実施等 顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙 2	商品認可申請・届出を伴わず、第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当する <u>サービスのみ</u> を追加する場合は、「顧客保護関連情報」の提出は不要という理解でよいか。
17	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙 2	「顧客保護関連情報」は、当該商品認可申請・届出により影響を受ける項目についてのみ記載し、それ以外の項目については「本項目は影響なし」や「－」等を記載するという理解でよいか。
18	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙 2	「顧客保護関連情報」の「2. 販売チャネル」には、自社の呼称を用いて記載することで問題ないか。また、特定のチャネルに限定しない場合は「全チャネル」等の記載をするという理解でよいか。
19	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙 2	「顧客保護関連情報」の「3. 販売対象」について、例えば、一般的な個人向け商品等特定の顧客層を想定しない場合は、「個人全般」等を記載し、根拠となるニーズや分析結果等の記載は不要という理解でよいか。
20	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙 2	「顧客保護関連情報」の「6. 特定の保険商品に付帯するサービス（3）」の費用負担に係る記載方法は、以下の認識で相違ないか。 ①原則として負担者（自社、委託会社、顧客）とそれぞれの負担割合を記載する。 ②保険会社以外が負担者になり、費用が判明しないときはその旨を記載する。 ③全額を社費で負担している場合は、「自社 100%」と記載する。
21	顧客保護関連情報	IV-6-4 別紙 2	「顧客保護関連情報」の「8. 記載上の留意点等（3）」でいう「募集資料案に関する資料等」とは、顧客に渡すパンフレットや重要事項説明書案ではなく、顧客への主な商品説明のポイントを記載した資料等を想定しているという理解でよいか。

以上